

※本件は、平成25年2月18日付け（24庁財第691号）で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。

（宛先）岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育委員会教育長

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱い
に関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知（23
庁財第61号）について（通知）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成23年4月28日付け23庁財第61号文化庁次長通知。以下「23年通知」という。）及び「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（平成24年4月17日付け24庁財第62号文化庁次長通知）により、迅速な埋蔵文化財発掘調査の実施をお願いしていますが、23年通知の解釈について問合せを受けましたので、下記のとおり周知いたします。

貴管下の関係市町村に対して周知いただくとともに、迅速な埋蔵文化財発掘調査の実施に向けて、御指導と御協力をお願いいたします。

記

【問合せ内容】

23年通知の別紙3（2）②「埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること」及び④「分布調査（現地踏査）や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握すること」は、防災集団移転促進事業等の復興事業に関し、周知の埋蔵文化財包蔵地として設定されていない地域に当該復興事業が行われることとなった場合にも分布調査や試掘・確認調査を行うことを求めているのか。

【本件に関する考え方】

（23年通知の別紙3（2）②及び④の基本的な考え方）

23年通知の別紙3（2）②及び④の趣旨は、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立の観点から、防災集団移転促進事業等の復興事業の事業地の決定前に埋蔵文化財の有無を把握するとともに、当該事業地が埋蔵文化財包蔵地に

重ならないよう計画段階から事業者と調整することを求めているものです。

(復興事業について埋蔵文化財保護担当部局との調整を終えているもの)

防災集団移転促進事業等の復興事業の事業地の決定に際し、埋蔵文化財保護を担当している教育委員会の文化財担当部局と十分な調整を経ている場合は、特別な事情が生じた場合を除き、改めて分布調査や試掘・確認調査を行う必要はありません。

(復興事業について埋蔵文化財保護担当部局と調整中又は未調整のもの)

未開発の山林など十分に分布調査や試掘・確認調査が行われていない地域については、

- ① 事業計画決定前から事業者と十分な情報共有を行うこと、
- ② 可能な限り早期に分布調査や試掘・確認調査を行い、事業者が埋蔵文化財包蔵地を回避すること、

を通じて、埋蔵文化財発掘調査を最小限に抑えることが、円滑な復興と埋蔵文化財保護の両立にとって重要と考えています。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

F A X: 03-6734-3822

E-mail: toshi-h@bunka.go.jp